

産前産後期間の国保税の軽減措置について

○対象者

国民健康保険の被保険者で令和5年11月1日以降に出産する（した）方

※出産とは妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます（早産、死産、流産及び人工妊娠中絶の場合を含みます）。

○軽減の対象期間

出産予定日又は出産日の属する月の前月から4か月間

（多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日の属する月の3か月前から6か月間）

	3か月前	2か月前	1か月前	出産(予定)日	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方							
多胎の方							

※色の付いた部分が軽減対象期間です。

令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ保険税が軽減されます。

(制度開始)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
11月出産の方		出産(予定)日					
12月出産の方			出産(予定)日				
1月出産の方				出産(予定)日			
2月出産の方					出産(予定)日		

※色の付いた部分が軽減対象期間です。

○対象保険税

出産される方の産前産後期間にかかる所得割額及び均等割額の全額

○届出受付期間

出産予定日の6か月前から（出産後の届出も可能です）

○届出に必要な書類

①申請される方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

※別世帯の方が申請される場合は、対象者の属する世帯の世帯主からの委任状が必要となります。

②産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書

③母子健康手帳など出産(予定)日や妊娠の状態が確認できる書類

○届出先

藤崎町役場税務課住民税係に上記の必要書類を持参又は郵送にて提出してください。